

N関労いばらき

2013年11月

東日本NTT関連合同労働組合茨城支部

発行責任者:中村洋子 編集責任者:三宅敏之

〒300-0047 土浦市生田町 6-30 三宅気付

電話 029-821-6664 FAX 029-821-6664

NTT東日本-茨城 労働者派遣法違反の疑い!?

専門26業務には該当しないのでは…

NTTで働く仲間のみなさん、お早うございます。

私たち東日本NTT関連合同労働組合茨城支部（N関労茨城）は、N関労茨城所属の沼田雅靖組合員始め113サービスマスターのすべての派遣社員を雇用継続を求め、派遣元であるテルウェル・シヨブサポートとNTT東日本茨城に対し精力的に団体交渉を重ねてきました。

しかし、10月30日、沼田組合員のもとにテルウェル・シヨブサポートから「テルウェル・シヨブサポート（株）」と派遣スタッフ沼田雅靖との現在の派遣労働契約は、平成25年11月30日をもって終了となることを通知します。」という「雇用契約終了通知書」（死の宣告）が届きました。一緒に働いてきた派遣社員も全員同じです。

専門26業務

「テレマーケティング営業」で契約だが

沼田さんは、臨時社員から10年以上も113の受付の仕事をしてきました。

労働者派遣法では、3年の派遣期間を超えた場合、派遣法40条に則り直接雇用が義務付けられております。

しかし、沼田さんの場合、派遣社員に登録してから7年以上が経過しているにも関わらず、派遣社員という身分のまま継続して雇用されてきました。沼田さんの業務内容は、雇入通知書（兼）就業条件通知書によれば「政令第5条8号 テレマーケティング営業」という「専門26業務」となっています。

113サービスマスターで働く派遣社員は「専門26業務」に該当し、極めて専門性が高い業務と位置づけられ、会社は期間の定めのない働かせ方が出来るのです。沼田さんが7年以上同一職場で同一業務に従事しているにも関わらず直接雇用にならなかったのはこのためです。

電話対応による

故障修理は該当せず

この問題を組合が調査したところ、厚労省の「専門26業務質疑応答集」によれば、例えば、「お客様との電話対応（問診）で故障を修理する」等は「故障した商品のトラブル解消の

ために電話でアドバイスを

行う業務等」に該当し「専門26業務 第5条第8号」テレマーケティング営業」には該当しないことが判明しました。この見解に従えば、NTT東日本茨城は、「専門26業務」に該当しない業務に、派遣労働者を何年でも使

い続けるという違法行為を、長期に続けてきたこととなります。

以前も不適切な業務（第5号）

「事務用機器操作業務」で契約

平成22年、労働局は「期限制限を免れるために専門26業務と称した違法派遣への厳正な対応（専門26業

務違反適正化プラン）を実施しています。この時期、沼田さんの業務の内容が変わりました。平成21年は「事務用機器操作業務（第5号）」でしたが、平成23年は「テレマーケティングの営業（第24号）」現在の政令第5条8号に変わりました。これは、平成21年までの業務は、専門26業務違反をしていたことであり、会社は違法行為をしていたと言えます。

茨城労働局に調査を申請

現在、沼田さんは、茨城労働局に113サービスマスターの仕事に関して「専門26業務」に該当するの、調査の申請をしています。

悩まずに相談を

「派遣社員だからしかたない？」とあきらめず
職場での不安・パワハラや不満など一人で悩まず、N関労茨城支部にご相談下さい。
問題解決に向け一緒に取り組みます。
(秘密厳守)
090-4052-8070 (小峯)
090-4381-8656 (三宅) まで

長期に働く派遣労働者の直接雇用を

労働者派遣制度の概要

＜専門 26 業務 専門的な業務 期限制限なし＞

業務内容

当該業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務。

当該業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務。派遣期間の制限なし。

しかし、専門 26 業務の付随的業務に費やす時間が、1日あたり又は1週間あたりの就業時間の1割を超える場合、派遣可能期間(原則1年、最長3年)の制限を受ける。

付随的業務にも該当しない業務(自由化業務)に従事した場合、時間数に拘わらず派遣期間の制限を受ける。

同一業務従事者の新規採用時、直接雇用申込義務が発生。

(労働者派遣法第40条の2、同施行令第4条)

＜自由化業務 臨時的な業務 期間制限あり＞

業務内容

事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定期間内に完了することが予定されているものなど。

派遣期間は原則1年、最長3年。

派遣期間超過後に派遣受け入れをしようとした時、直接雇用申し込み義務が発生。

専門 26 業務：政令第5条第8号テレマーケティング営業

(2012年10月1日に24号より変更)

主な業務：①社内システムによる故障受付

②社内システムによる回線試験・故障手配

厚労省「専門 26 業務についての疑義応答集」(2010年10月)

Q：購入後の保証期間中に、無料の修理を受けられるサービスがあるときに、電話で修理の受付を行う業務は第24号業務に該当するか。

A：電話による商品の修理サービスの申込みの受付の業務は第24号業務に該当する。一方、故障した商品のトラブル解消のために電話でアドバイスをを行う業務(修理サービス業務)自体は第24号業務には該当しない。ただし、修理サービスの受付の前にトラブル解消のためにアドバイスをすることとなってしまう場合は、アドバイス業務を第24号業務の付随的な業務(就業時間数で1割以下であれば派遣可能期間制限がない業務)として取り扱って差し支えない。

請願・要請行動を強化します。

また、平成25年度に実施される業務運営体制の見直し(千葉との集約)により派遣労働者の雇用契約の解除をさせないよう国会への請願行動、NTT本社への要請行動を進めていきます。

雇用契約打ち切り通告も違法行為

10月25日、NTT東日本・茨城との団体交渉では、耳を疑う発言が会社側交渉委員の口から飛び出しました。113担当課長は10月7日、派遣社員を一人ひとりに個別に別室に呼び出し「契約打ち切り」を伝えました。

団体交渉で質したところ、これまで一緒にやってきたので「親切心から知り得た情報を早く教えなかった」のであり「これは法律には違反していません」との回答でした。しかし、派遣先は仕事の指示は出来ませんが、派遣社員とは雇用関係はないため雇用契約については対応できません。

派遣先が、直接派遣社員に雇用契約の打ち切りを言い渡すのは、違法行為です。N関労は、社員とほぼ同じ仕事に従事し、長年真面目に働いてきた派遣社員を使い捨てにする会社を許すことは出来ません。

使い捨ては許さない

違法行為は見逃さない さらに法令遵守という会社が、違法行為をしていることも見逃すことも出来ません。N関労は、NTT東日本・茨城に対し、沼田さんの直接雇用を求める要求書を提出するとともに雇い止めに対する抗議行動を強化していきます。

派遣労働者に対する雇用契約の申し込み義務(厚労省)

労働者派遣法が改正され、派遣労働者の希望を踏まえた直接雇用の促進を図るため、派遣先は、一定の場合に、派遣労働者に対する雇用契約の申込みが義務付けられました。(平成16年3月1日施行)

(労働者派遣法第40条の4) 派遣受入期間の制限のある業務について、派遣受入期間の制限への抵触日以降も、派遣労働者を使用しようとする場合。

(労働者派遣法第40条の5) 派遣受入期間の制限のない業務について、同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その同一の業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合。